

Ⅲ 人工透析・クラッシュシンドローム担当マニュアル(平成 24 年 7 月 23 日改正)

大震災が当県で発生した場合に、透析患者や透析医療機関が被災し、また施設の被害がなくともライフラインの寸断により透析が不可能となり、生命の危機にさらされる患者が出る事が予想される。さらに、外傷等によるクラッシュシンドロームへの対応も必要となることから、災害発生時における透析患者等の安全を確保するため、このマニュアルを作成する。

1. 平常時の準備

【患者】

- (1) 災害時に医療情報の収集等ができるよう、「在宅人工透析患者災害時対応シート」(様式1)を活用し、透析医療機関との連絡方法など災害時の対応について確認しておく。
- (2) 他の透析医療機関での臨時透析に備えて、必要事項(透析条件、内服内容)を記入した「患者カード」(参考)および身体障害者手帳を常時携帯する。
- (3) カリウム対策のために(カリメイト・ケーキサレート等)、リン対策のために(炭酸カルシウム等)その他各個人の定期薬を常時携行する。

【各保健所】

- (1) 人工透析医療機関一覧表(様式2)を整備しておく。
- (2) 管内ライフライン関連施設連絡先一覧表を整備しておく。
- (3) 透析医療機関・滋賀県腎臓病患者福祉協会と連携して災害時対応についての啓発を行う。
- (4) 災害時に関係機関の連携が円滑に進むよう、連絡を密にし、対応訓練を実施する。

【透析医療機関】

- (1) 各施設に応じた「防災の手引き」を作成し、施設の災害対策を患者に説明し、防災訓練をスタッフと患者の参加で定期的実施する。
- (2) 平常時から可能な限りの独自の防災対策と安全対策を常に講ずる。
- (3) 各施設の患者には災害時対応や事前準備についての指導を行い、患者の同意のもと透析患者名簿を作成し、リストは、随時更新する。
- (4) 平常時から、管轄保健所および圏域透析医療機関、滋賀県腎臓病患者福祉協会と連携を密にし、災害発生時の連絡体制および患者の受入体制の整備に努める。
- (5) 各透析医療機関は、災害時において自力での透析が少なくとも3日間できる体制を確保するよう努める。
- (6) 管轄保健所・滋賀県腎臓病患者福祉協会と連携して、災害時対応についての啓発を行う。
- (7) 各患者との連絡方法をあらかじめ検討しておく。

【滋賀県腎臓病患者福祉協会】

- 災害時の対応について、患者・家族への周知・啓発を行う。

【県・健康長寿課】

- 県内透析医療機関状況を調査し医療機関および各保健所等関係機関に「人工透析医療機関一覧表」（様式2）を情報提供する。

2. 災害発生時の対応

【患者】

- (1) 透析医療機関へ連絡をとる。
携帯電話・固定電話（以下電話）、FAX、携帯電話メール、パソコンメール（各透析医療機関・各個人で決めている通信手段）
- (2) 透析医療機関および関係機関から医療情報の収集を行う。
災害用伝言ダイヤル「171」・災害用ブロードバンド伝言板「Web171」（共に震度6弱以上）、携帯電話「災害用伝言板」、携帯電話メール、琵琶湖災害時透析ネットワーク（以下「透析NW」という。）のホームページ、ラジオ、テレビ
- (3) 透析医療機関と連絡がとれないとき、管轄保健所または市町役場に連絡をとる。

【地方本部医療班（各保健所）】

- (1) 活動体制
人工透析・クラッシュシンドローム担当が中心となり、災害支援の情報把握をする。救護を要する対象者の数やニーズに応じて、災害支援のマネジメントや参集した職員の活動調整を行う。
- (2) 活動内容
 - ① 透析医療機関の被災状況・受入状況を別紙1「被災状況の情報集約方法フローチャート」に基づき把握し、本部医療班（県庁）に報告する。
 - ② 把握した透析医療機関の被災状況に基づき、別紙2「患者受入依頼（圏域内）調整フローチャート」に従い、原則として透析医療機関を単位として、透析患者の受入調整を行う。
患者の振り分けが圏域内で対応できない場合は、別紙3「患者受入（圏域外）調整フローチャート」に従い、本部医療班（県庁）に報告および圏域外受入れを依頼し、他の圏域での受入調整を行う。
 - ③ クラッシュシンドローム等により透析が必要な患者については、その都度医療機関の要請に応じ、情報の提供を行う。

【透析医療機関】

- (1) 災害発生後3時間以内に各医療機関の被災状況、患者の受入状況等について透析NWホームページに入力して報告する。通信環境等により透析NWへの報告ができない場合は、「災害情報伝達シート」（様式4）の項目に基づき管轄保健所へ報告する。
- (2) 患者の安否確認を行い、患者へ情報を発信する。また、患者からの問い合わせに対応する。
- (3) 最大の患者数に対応できるように透析時間および透析方法を検討する。
- (4) 地方本部医療班（各保健所）から受入要請を受けた透析医療機関は、被災透析医療機関に受入の連絡を行う。
- (5) 被災透析医療機関は、「透析患者受入依頼連名簿」（様式6）を作成し、受入透析医療機関に

提供する。

- (6) 災害用伝言ダイヤル「171」・災害用ブロードバンド「Web171」(共に震度6弱以上)、携帯電話メール、透析NWホームページを利用して、情報提供を行う。

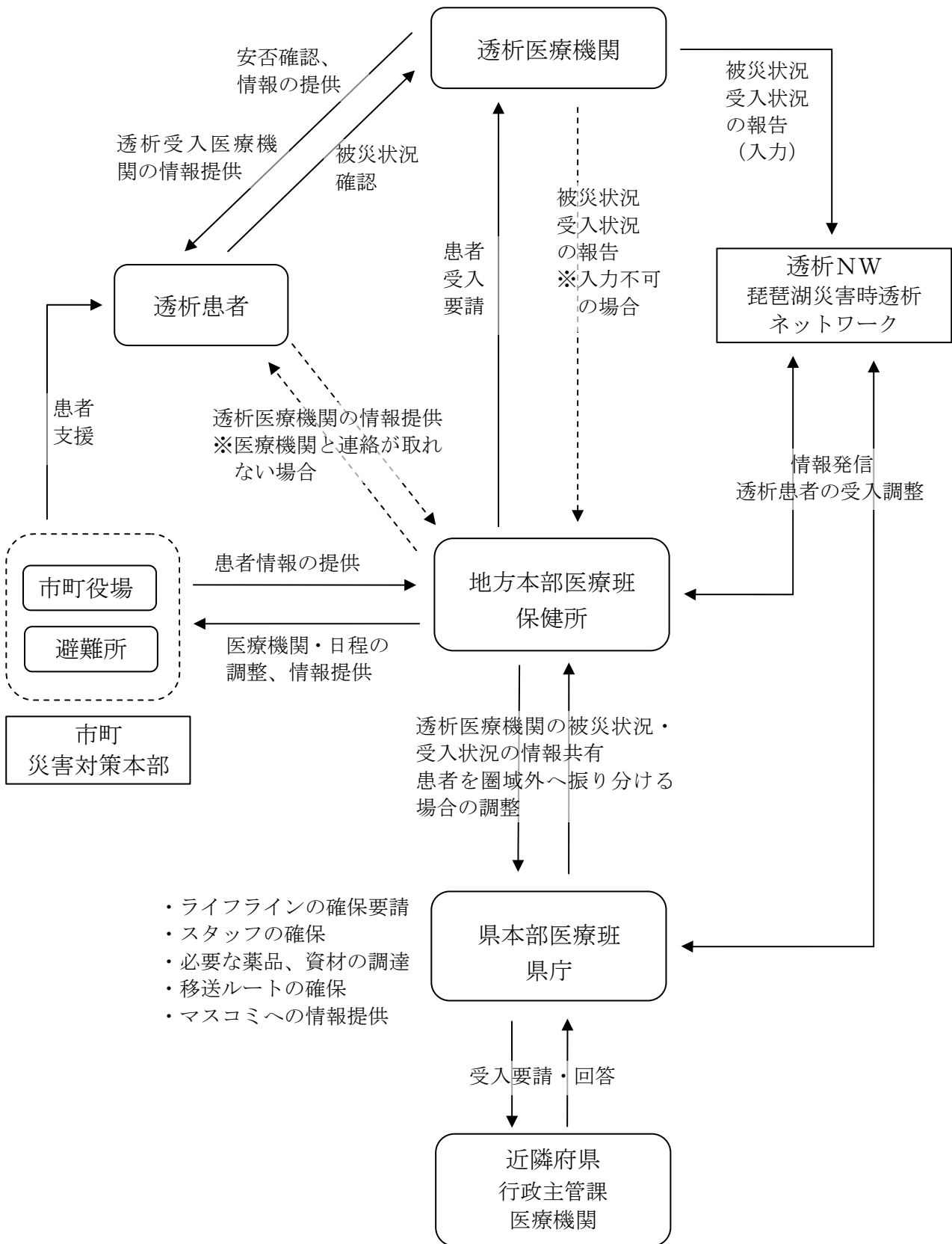
【県本部医療班（県庁）】

- (1) 状況に応じて、県内外の透析医療機関の調整と患者搬送手段、移送ルートの確保を行う。
- (2) ライフラインの確保要請をする。
- (3) 医療スタッフを確保し、必要な薬品・資材を調達する。
- (4) ラジオ、テレビなどのマスコミに情報を提供する。

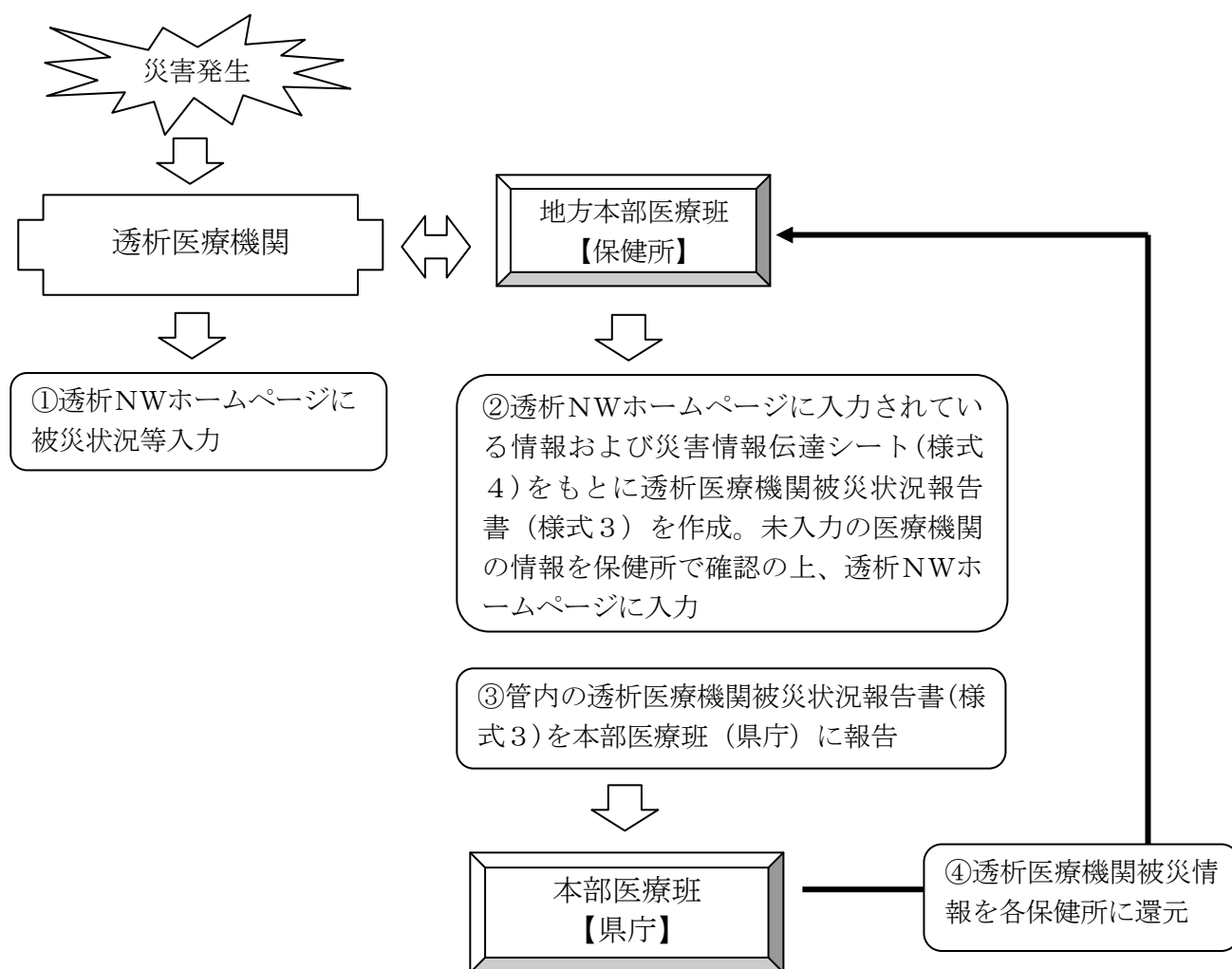
【市町本部】

- (1) 市町役場・避難所において、透析患者から透析医療機関の調整について相談があった場合は、保健所に連絡する。
- (2) 患者本人が自力で透析医療機関に行くことを原則とするが、やむを得ない場合は、本部医療班(県庁)、地方本部医療班（各保健所）と協力して移送手段を確保する。

災害時対応フロー図（透析患者用）



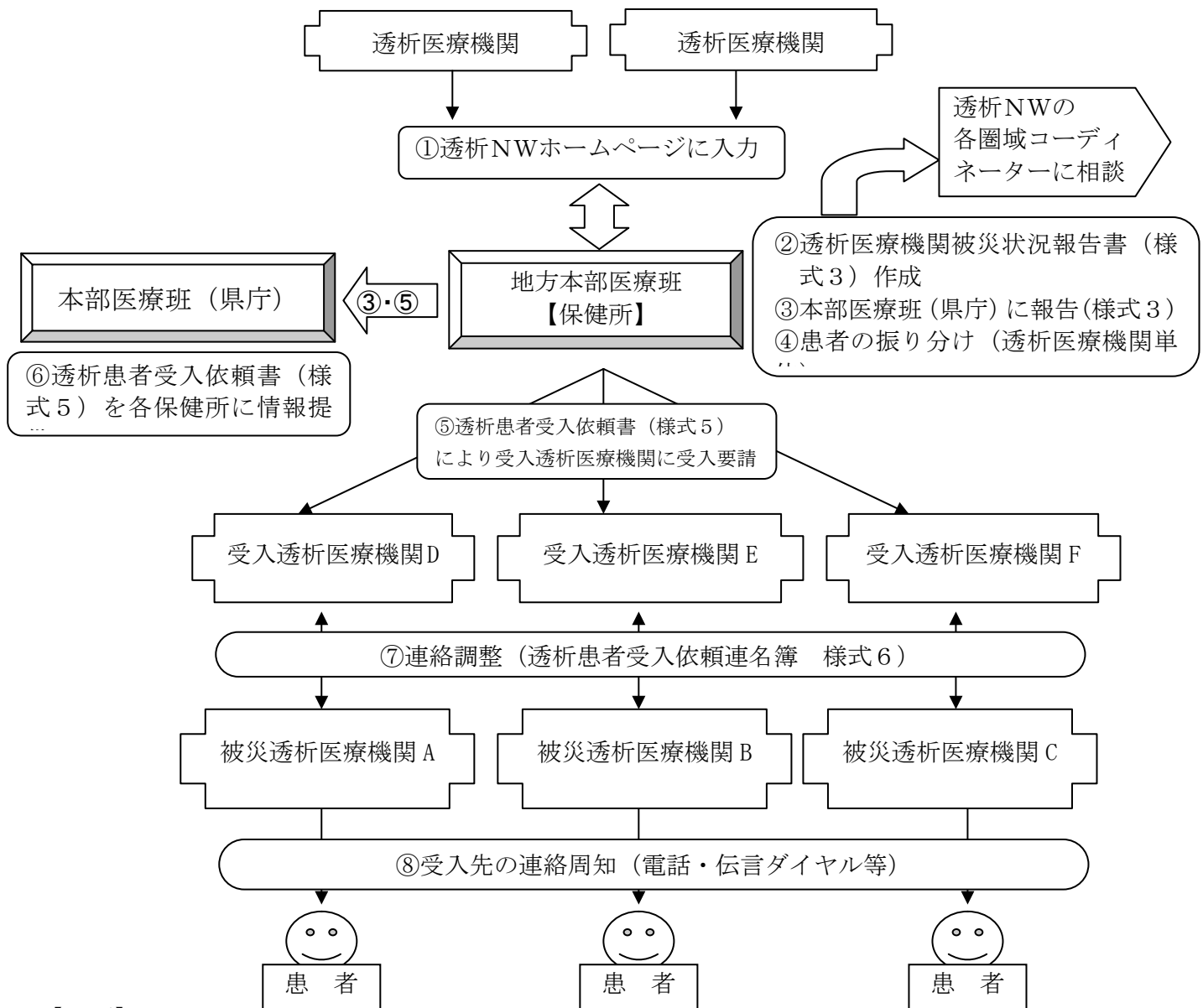
【被災状況の情報集約方法フローチャート】



【手順】

- ① 透析医療機関は、発災後3時間以内に各医療機関の被災状況、患者の受入状況等について透析NWホームページに入力して報告する。通信環境等により透析NWへの報告ができない場合は、「災害情報伝達シート」(様式4)の項目に基づき管轄保健所へ報告する。
- ② 地方本部医療班(保健所)は、透析NWホームページの情報をもとに「透析医療機関被災状況報告書」(様式3)を作成する。入力されていない医療機関の情報は、保健所が確認の上、透析NWホームページに入力する。
- ③ 地方本部医療班(保健所)は、本部医療班(県庁)に「透析医療機関被災状況報告書」(様式3)を送付する。
- ④ 本部医療班(県庁)は、透析医療機関被災情報を各保健所に還元する。

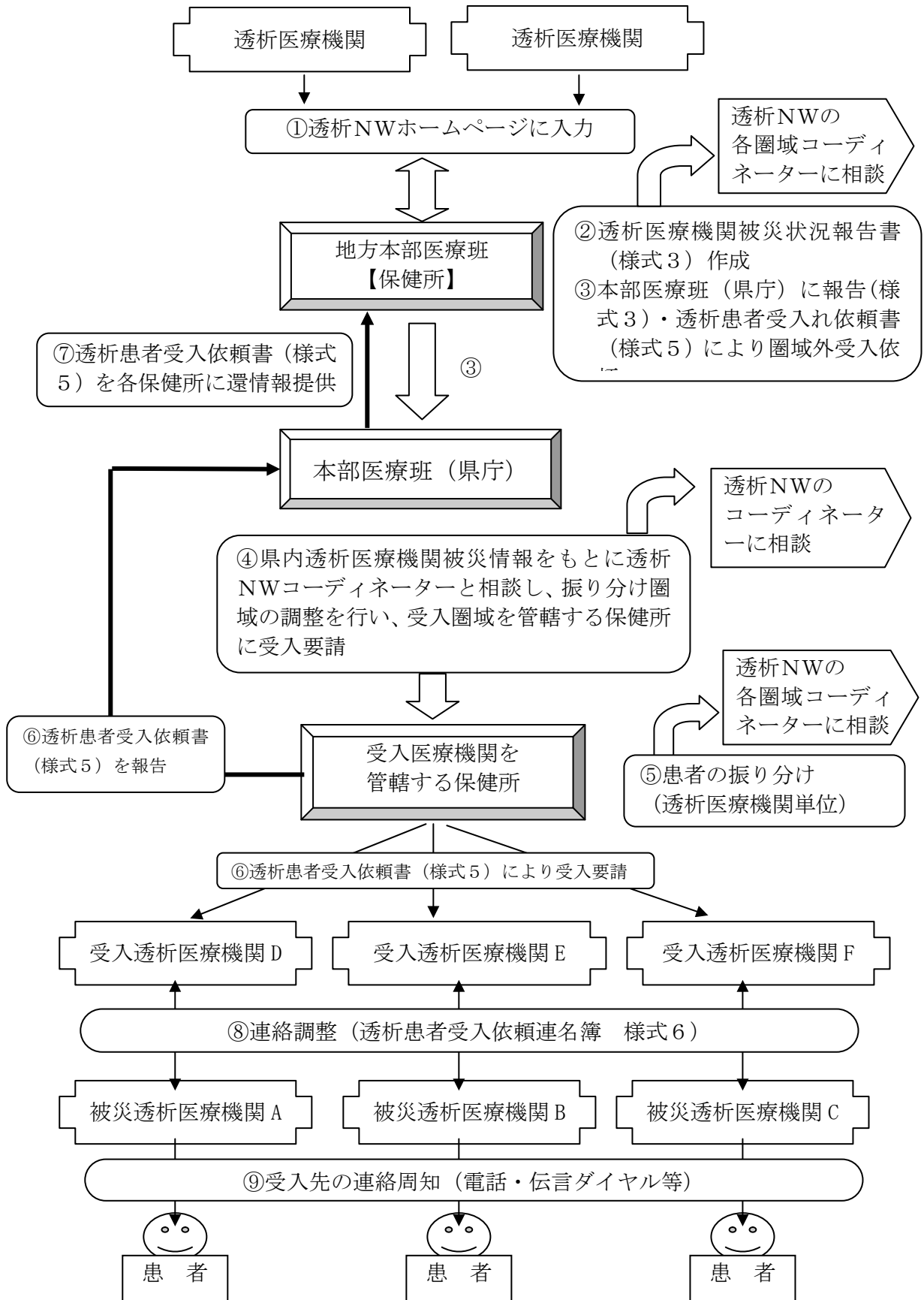
【患者受入依頼（圏域内）調整フローチャート】



【手順】

- ① 透析医療機関は、発災後3時間以内に各医療機関の被災状況、患者の受入状況等について透析NWホームページに入力して報告する。通信環境等により透析NWへの報告ができない場合は、「災害情報伝達シート」（様式4）の項目に基づき管轄保健所へ報告する。
- ② 地方本部医療班（保健所）は、透析NWホームページに入力されている情報および災害情報伝達シート（様式4）等をもとに「透析医療機関被災状況報告書」（様式3）を作成する。入力されていない医療機関の情報は、保健所が確認の上、透析NWホームページに入力する。
- ③ 地方本部医療班（保健所）は、本部医療班（県庁）に「透析医療機関被災状況報告書」（様式3）を送付する。
- ④ 地方本部医療班（保健所）は透析NWの各圏域コーディネーターと相談し、透析患者の受入透析医療機関を決定する。
- ⑤ 地方本部医療班（保健所）は受入透析医療機関に「透析患者受入依頼書」（様式5）により受入を要請するとともに、本部医療班（県庁）に報告する。
- ⑥ 本部医療班（県庁）は「透析患者受入依頼書」（様式5）を各保健所に情報提供する。
- ⑦ 受入透析医療機関は被災透析医療機関に受入の連絡を行う。被災透析医療機関は、「透析患者受入依頼連名簿」（様式6）を作成し、受入透析医療機関に提供する。
- ⑧ 被災医療機関は患者に受入透析医療機関を連絡周知する。（電話・伝言ダイヤル等）

【患者受入依頼（圏域外）調整フローチャート】



※調整後、再度患者受入調整が必要な場合には、被災透析医療機関は、管轄する保健所に透析医療機関被災状況報告書（様式3）、透析患者受入依頼連名簿（様式6）により受入依頼を行う。

【手順】

- ① 透析医療機関は、発災後3時間以内に各医療機関の被災状況、患者の受入状況等について透析NWホームページに入力して報告する。通信環境等により透析NWへの報告ができない場合は、「災害情報伝達シート」（様式4）の項目に基づき管轄保健所へ報告する。
- ② 地方本部医療班（保健所）は、透析NWホームページに入力されている情報および災害情報伝達シート（様式4）等をもとに「透析医療機関被災状況報告書」（様式3）を作成する。入力されていない医療機関の情報は、保健所が確認の上、透析NWホームページに入力する。
- ③ 地方本部医療班（保健所）は、透析NWの各圏域コーディネーターと相談し、圏域内調整が不可の場合は、本部医療班（県庁）に「透析医療機関被災状況報告書」（様式3）を送付して、圏域外での透析患者の受入調整を依頼する。
- ④ 本部医療班（県庁）は各圏域の透析医療機関被災状況報告書をもとに透析NWコーディネーターと相談して、受入圏域を決定後、受入圏域の地方本部医療班（保健所）に透析患者の受入透析機関の調整を依頼する。
- ⑤ 受入圏域の地方本部医療班（保健所）は本部医療班（県庁）の依頼に基づき、透析NWの各圏域コーディネーターと相談し、透析患者の受入透析医療機関を決定する。
- ⑥ 受入圏域の地方本部医療班（保健所）は受入透析医療機関に「透析患者受入依頼書」（様式5）により受入を要請するとともに、本部医療班（県庁）に報告する。
- ⑦ 本部医療班（県庁）は「透析患者受入依頼書」（様式5）を各保健所に情報提供する。
- ⑧ 受入透析医療機関は被災透析医療機関に受入の連絡を行う。被災透析医療機関は、「透析患者受入依頼連名簿」（様式6）を作成し、受入透析医療機関に提供する。
- ⑨ 被災医療機関は患者に受入透析医療機関を連絡周知する。（電話・伝言ダイヤル等）

地震など突然の災害が起こった時に。。。

1. 現在、透析を受けている医療機関に決められた方法で連絡してください。

透析医療機関名

連絡先

○透析を受けることが可能な場合

現在、透析を受けている医療機関で透析が可能な場合は、通院してください。

×透析を受けることができない場合



2. 透析医療機関からの指示に従ってください。

※透析医療機関と連絡がとれない場合は、管轄保健所または市町役場に連絡してください。
災害時、保健所では、透析医療機関と連携して透析が可能な医療機関の情報提供や受診調整を行います。

医療機関や保健所に電話がつかない場合は、最寄りの市町役場に御連絡いただくか直接お越し下さい。避難所に避難した場合は、避難所の代表者に透析患者であることを伝え御相談ください。各市町役場・避難所から保健所に連絡いたします。

※お住まいの保健所、市町役場、避難所の場所・連絡先を確認しておきましょう。

保健所	住所	電話番号
大津市保健所	大津市におの浜4丁目4-5	077-522-6755
草津保健所	草津市草津3丁目14-75	077-562-3526
甲賀保健所	甲賀市水口町水口6200	0748-63-6111
東近江保健所	東近江市八日市緑町8-22	0748-22-1253
彦根保健所	彦根市和田町41	0749-22-1770
長浜保健所	長浜市平方町1152-2	0749-65-6660
高島保健所	高島市今津町今津448-45	0740-22-2525

3. インターネットでも情報を提供します。

- ◆ 滋賀県 (<http://www.pref.shiga.jp/bousai/index.html>)
- ◆ 琵琶湖災害時透析ネットワーク (<http://www.shiga-jin.jp/net/index.html>)

4. 災害用伝言ダイヤルをご活用ください。

災害用伝言ダイヤルは、被災地への電話がかかりにくい状態になった時、被災地内の家族、親戚、知人などと緊急連絡を取れるようにするものです。

透析医療機関では、災害時にこのダイヤルを利用して、施設の被災状況等について情報提供を行っています。

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって透析医療機関の被災状況等を確認しましょう。

- ※ 一部携帯電話等ではご利用できない場合があります。
- ※ ご自宅の電話がプッシュ式かダイヤル式か確認しておく必要があります。

伝言ダイヤルの聞き方(再生方法)

**「171」+「2」+透析医療機関電話番号(市外番号から)
をダイヤルして確認してください。**

携帯電話のIT機能を利用した災害用掲示板もあります。災害に備えて調べておきましょう。

災害時伝言ダイヤルおよび災害用ブロードバンド伝言板は、毎月1日や防災週間(8月30日～9月5日)などに体験利用ができます。

- ★ 災害用伝言ダイヤルの詳細はこちら
<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>
- ★ 災害用ブロードバンド伝言板の詳細はこちら
http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/about_web171.html

透析医療機関被災状況報告書

保健所名： _____

発信者氏名： _____

平成 年 月 日 時 分現在

番号	施設名 (担当者) (電話番号)	設備 破損	停電	断水	透析液供給 装置使用	水処理装置 使用	透析 コンソール	他施設への 透析依頼患 者数	自施設への 可能受入患 者数	圏域外調整 の要否	備考 (必要物品及 び連絡事項)
	() (電話)	・なし ・全壊 ・半壊	・あり ・なし ・自家発電使用 中	・あり ・なし	・可 ・不可	・可 ・不可	・可 ・不可 台数： 台	人	人	・必要 依頼(人) ・不要	

災害情報伝達シート

発信年月日	年 月 日	時 分現在
-------	-------	-------

医療機関名			
所在地			
電話		FAX	
報告者			

被災状況	
施設破損	<input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 全壊
ライフライン	停電 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (自家発電の状況)
	断水 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (貯水量 日分)
透析液供給装置使用	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 ()
水処理施設の状況	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 ()
透析コンソールの状況	<input type="checkbox"/> 可 (台) <input type="checkbox"/> 否 (台)

他施設への透析依頼患者数	人
自施設への可能受入患者数	人

不足物品・連絡事項

様式 5

受入医療機関
本部医療班（県庁） ← 保健所

受入医療機関・（本部医療班（県庁）） 御中

保健所名 _____
発信者氏名 _____

透析患者受入依頼書

平成 年 月 日 時 分現在

医療機関名	担当者 (電話番号)	受入依頼人数	受入先医療機関	担当者 (電話番号)	調整結果 (本部医療班が記入) (圏域名)

様式 6

受入医療機関 ← 依頼元医療機関

受入医療機関 御中

平成 年 月 日 時 分現在

依頼元医療機関 透析患者受入依頼連名簿

発信者氏名

No	優先順位	(ふりなが) 氏 名	生年月日	住 所	電 話	ドライ ウエイト	透析時間	受入の可否 (受入医療機 関が記入)
								可・不可